（特別国際種事業者の廃止の届出）

第十六条　法第三十三条の九の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　特別国際種事業者の登録の年月日

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

五　登録番号

六　廃止の年月日

七　廃止したときに現に有する特別特定器官等の重量及び主な特徴並びにその処置の方法

（新規）

（特別国際種事業者の登録の更新）

第十七条　法第三十三条の十第一項の規定により登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日以前一年六月以内に、法第三十三条の十第二項において準用する法第三十三条の六第二項第一号から第三号まで及び第十一条第二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあっては、事業登録機関）に提出しなければならない。

一　特別国際種事業者の登録の年月日

二　登録番号

2　第十二条第一項及び第二項の規定は、法第三十三条の十第二項において法第三十三条の六第三項の規定を準用する場合について、第十二条第三項の規定は、前項の規定により更新の申請をする場合について、それぞれ準用する。

（新規）

（特別国際種事業者による書類の保存）

第十八条　特別国際種事業者は、その特別国際種事業を行うための施設ごとに、法第三十三条の十一第一項の規定により確認し又は聴取した事項のほか次の各号に掲げる事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

一　譲受け又は引取りをした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　譲受け又は引取りをした特別特定器官等の重量及び主な特徴

ロ　譲受け又は引取りをした特別特定器官等に管理票が付されている場合にあっては、その番号

ハ　譲受け又は引取りをした年月日

ニ　譲受け又は引取りをした後の特別特定器官等の在庫量

二　譲渡し又は引渡しをした場合（製品等を特別国際種事業者以外の者に譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　譲渡し又は引渡しをした特別特定器官等の重量及び主な特徴

ハ　譲渡し又は引渡しをした特別特定器官等に管理票を付した場合にあっては、その番号

ニ　譲渡し又は引渡しをした年月日

ホ　譲渡し又は引渡しをした後の特別特定器官等の在庫量